

「ぐんま緑の県民税」を平成26年4月から導入します

ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）のしくみ

区分	個人	法人
課税の方法	個人の県民税均等割、法人の県民税均等割に一定額を上乗せします。	
納める方	県内に住所がある人、事務所又は家屋敷などを持っている人（前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす人は非課税）	県内に事務所・事業所又は寮などを持っている法人等
年間の納税額（率）	年間700円	資本金等の額により年間1,400円～56,000円（県民税均等割の税額の7%相当額）
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます。	法人の県民税として、従来の申告書により、直接県に申告納付していただきます。
導入の時期	平成26年4月1日以後に終了する事業年度分から	平成26年度課税（平成25年所得分）から
課税の期間	5年間	
税収見込額	約8.2億円（個人：約6.6億円）	法人：約1.6億円 ※平年度ベース

群馬県の県土の3分の2は森林が占めています。豊かな水を育み、また災害を防止するなど、私たちの暮らしを支え、多くの恵みをもたらす森林は、県民共有の財産です。

県では、この大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくために、県民税均等割の超過課税として「ぐんま緑の県民税（通称）」を平成26

6年4月から導入します。▼ぐんま緑の県民税の使い道
奥山など生産条件不利な森林を整備する「水源地域等の森林整備」、森林の大切なことへの理解促進を図る「ボランティア活動・森林環境教育の推進」、里山・竹林、平地の整備などきめ細かな取り組みを行う「市町村提案型事業等」などを予定しています。

平成26年度から個人住民税均等割額が変わります

「東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税臨時特例に関する法律」（地方財確法）の施行により、平成26年度から10年間、個人住民税均等割の税率に1,000円が加算されます。

地方財確法の施行によるもの ◇個人村民税均等割額 500円加算 ◇個人県民税均等割額 500円加算

豊かな水を育み、また災害を防止するなど、安全・安心な暮らしと多くの恵みをもたらす森林を保全するための施策に充てるため、平成26年度から5年間、個人県民税均等割の税率に700円が加算されます。

「ぐんま緑の県民税」導入によるもの ◇個人県民税均等割額 700円加算

個人住民税均等割額の推移	平成25年度(今年度)まで	平成26～30年度まで	平成31～35年度まで	平成36年度以降
村民税	3,000円	3,500円	3,500円	3,000円
県民税	1,000円	2,200円	1,500円	1,000円
計	4,000円	5,700円	5,000円	4,000円

面積調査を実施します

農林水産省では、耕地面積などを正確に把握するため、面積調査を行っています。

これは、全ての土地を隙間なく200m×200mの格子状に等分した区域の中から、無作為に抽出した区域（標本）内の耕地を現地職員等が調査するものです。

調査の内容

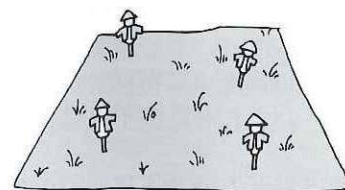
耕地（田・畑）や冬作物の作付けの状況を確認したり、けい畔の幅や長さなどを計測します。

期間

11月上旬から12月下旬

問い合わせ先

関東農政局前橋地域センター 沼田支所
☎0278-232044



国民年金



20歳になったら必ず国民年金に加入しよう

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。学生も、20歳になれば国民年金に加入することになります。20歳の誕生日を迎えたら、すみやかに市役所・町村役場の国民年金担当係で加入手続きをしてください。

ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している方は、第2号被保険者として

こんなときこんな届けが必要

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者（被保険者）は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

第1号被保険者（自営業者や学生など）が、

- 就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
- ↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。
- 結婚、配偶者の就職、本人

して国民年金にも加入していただきます。また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。学生については学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」、学生以外の方については保険料の納付が免除または猶予される「免除制度」や「若年者納付猶予制度」です。この猶予（免除）を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受け取ることができ

の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき

- ↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。
- 第2号被保険者（会社員や公務員など）が、
- 退職したとき
- ↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。
- 退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき
- ↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。
- 第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）が、

ます。（一部免除の場合には残りの保険料を納めない）と未納と同じ扱いになり、障害基礎年金が受けられない場合があります。なお、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受け取るためには、10年以内に保険料を納めること（追納）が必要です。

学生納付特例制度などを申請される方は、市役所・町村役場の国民年金担当係で手続きをしてください。

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。

・渋川年金事務所 国民年金課（☎0279・22・1607）

□就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

- ↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。
- 本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき
- ↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。
- 必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなったり、減額されたりする場合があります。ご注意ください。
- くわしくは年金事務所にお問い合わせください。
- ・渋川年金事務所 国民年金課（☎0279・22・1607）

第2回飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成25年度第2回目の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますので、生後91日以上で今年度の狂犬病予防注射を受けていない犬を飼っている方は、最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布しますので、**通知書を会場へ持参くださるようお願いいたします。**

期日	会場	時間	会場	時間
10月18日(金)	火の口公民館	9:00~9:10	五領公民館	13:00~13:10
	農協旧尻高支所	9:20~9:30	新田地区集会所	13:20~13:40
	北之谷住民センター	9:40~9:50	本宿公民館	13:50~14:10
	基幹集落センター	10:00~10:20	原住民センター	14:20~14:40
	関田住民センター	10:30~10:40	梅沢集会所	14:50~15:00
	役原地区住民センター	10:50~11:00	茶屋ヶ松集会所	15:10~15:20
	高山村役場	11:10~11:30		

- 手数料
 - ・注射のみ (登録済みの犬) 注射料 3,300円
 - ・登録と注射 (登録の済んでいない犬) 登録・注射料 6,300円
- 犬の登録・狂犬病予防注射を受けないと、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。
- 犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないでください。
- 運動中の犬の糞は、飼い主が責任を持って片づけてください。
- 飼い犬が死亡した場合、役場住民課までお知らせください。
- 動物病院等で狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、本年度の予防注射を受けた方は受けなくてください。

小さな命を大切に

最近、高山村では捨て犬、捨て猫を保護する件数が増えております。年老いたため、赤ちゃんを産み増えすぎて飼えなくなってしまった等の理由により、捨てられてしまうケースが見受けられます。

そういった犬や猫たちは、飼い犬や飼い猫に危害を加えたり、民家を荒らしてしまう可能性があります。保護されれば、殺処分の可能性もあります。

そういったことをなくすためにはまず、責任をもってペットを飼いましょう。動物にも気持ちがあります。愛情を持って育てていただき、家族とのより良い関係を築いていただけたらと思います。

※**高山村には飼い犬・飼い猫に対する去勢・避妊手術費の補助金制度があります※**
高山村に住所を有する方で、飼育している犬・猫の避妊・去勢手術を実施した者。(犬については登録及び狂犬病予防注射をしていることが条件となります) 避妊・去勢ともに、一頭につき手術費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り捨てた額となっております。

ご不明な点がございましたら、役場住民課までご連絡ください。

高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111

〈予定献立〉

- ・ミルクプリンセスごはん
- ・たかやま汁
- ・おれんち (オレンジの子キンソテー)
- ・高山きゅうりナムル
- ・アップルジュレ
- ・ポテトのチーズ焼き (高山小学校会場を除く)

各施設で地元野菜をふんだんに使った統一献立を提供します。主食・主菜・副菜の揃ったバランスの取れた食事、地産地消、食卓を囲んだ家族のコミュニケーションなど、家族で「食」への関心を深めてみませんか。

日頃、不足しがちな野菜を取り入れた献立です。昨年に続き2回目の実施となります。気軽に試食会にご参加下さい。

お知らせ 1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

統一献立を食べてみませんか

子どもや孫と同じ献立を食べて、食や健康について語りましょう!

○日時 平成25年10月30日(水) 12時5分

○場 所 いぶき会館2階・交流施設「なごみ」・高山小学校

○費用 無料

○申し込み いぶき会館会場
☎63-11311 (保健福祉センター)
交流施設「なごみ」☎63-11633
高山小学校会場
☎63-2811 (学校給食センター)
または、お近くの食生活改善推進員の方へ

○締め切り 10月25日(金)まで

※いぶき会館は先着30名、なごみ・高山小学校は先着20名とさせていただきます。

○統一献立の提供施設紹介
・りんどうの里、吾妻養護老人ホーム、高山村
・デイサービス、高山保育所、高山幼稚園、高山小学校、高山中学校、いぶき会館、なごみ

合同行政 相談開設 について

10月21日(月)から27日(日)は、秋の行政相談週間です。

行政相談委員は、国の仕事に関する苦情などの相談をお受けし、助言や関係行政機関に対する通知などを行っていただきます。国の仕事やその手続き、サービスについての苦情や意見、要望等がありましたらご相談下さい。

なお、村では行政相談週間行事として、心配ごと相談、人権相談と合同で、次のとおり特設行政相談所を開設します。

○日時

10月21日(月)

午後2時~午後4時まで

○場所

高山村役場会議室

相談は無料で秘密は堅く守られますので、相談のある方はお気軽にお出かけ下さい。

総務課 (63-2111)

10月1日よりパスポートの申請は村で!

高山村では、平成25年10月1日より、パスポートの申請を受け付ける事になりました。

パスポートの申請の窓口開設時間は、月曜日~金曜日の午前9時~12時、午後1時~4時30分です。

※パスポート用の写真は、高山村役場では撮影できませんので、申請する方がご用意ください。

※パスポート用の写真は、サイズ等が細かく決まっております。適当ではない写真は撮り直しをお願いする場合があります。写真は、できるだけ写真店で撮影することをおすすめいたします。

※群馬県証紙、収入印紙は、高山村役場では購入できませんので、お近くの農協等をご利用ください。

※「パスポート申請のご案内」が高山村役場に備え付けてありますのでご利用ください。

お問い合わせ先 高山村役場 住民課
☎0279-63-2111

赤い羽根共同募金について

「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに、今年も10月1日から12月31日まで全国一斉に募金運動が実施されます。

今日、急速な少子・高齢化が進行する中、住民の福祉に対する意識も変わってきています。

特定非営利活動法人(NPO法人)やボランティア団体の活動にみられるように、地域の住民みずから主体的に社会福祉の課題に取り組み試みが増えており、地域における民間社会福祉活動が活発になってきています。

このような状況のなかで、共同募金運動は、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「福祉コミュニティ」づくりを実現する活動を、住民相互のたすけあいを基調として財政面から支援し、地域福祉の充実と発展を推進する役割を担っています。

つきましては、経済状況が大変厳しい昨今ではありますが、本運動の趣旨をご理解のうえ、募金にご協力くださいますようお願いいたします。

役場 住民課

映画「じんじんの上映について

「絵本の里」として町づくりに取り組む北海道剣淵町を舞台に、絵本が結ぶ親子の絆の物語を描いた「じんじん」。主人公は宮城県松島に住む大道芸人。幼なじみが営む農場を手伝うために行った剣淵町で、離婚で離れたなれとなっていた娘と偶然に再会する。人とのふれあいの中で揺れ動きながら成長し、認め合い絆をしっかりと結ぶ夫婦、親子、仲間の姿がこの映画の醍醐味です。笑いの中に、あたたかな感動とやさしい気持ちがある「じんじん」と広がり、人も地域も育つということを伝えてくれる映画です。企画主演は、俳優の大地康雄さん。

この映画は、劇場公開だけに頼らず、地域で実行委員会を立ち上げて上映会を行う「スロウシネマ」という新しい公開方法で上映の輪を広げています。高山村では、社会福祉協議会が中心となつてくる上映委員会での日程で上映を行います。村民皆様におかれましても、是非ご覧下さいますようお願いいたします。

上映日時

平成25年11月16日(土)
午前10時30分~午後2時00分の2回上映

会場

高山村民体育館

チケット

一般前売り 1,000円

小中高生は800円

(当日券のみ)

問い合わせ先

高山村社会福祉協議会

☎63-2075

チケット取り扱い窓口

社会福祉協議会・役場住民課窓口



秋の村民ハイキング 東箆ノ登山参加者募集

高山村民ハイキング部では、群馬県嬭恋村と長野県東御市の境目にある東箆ノ登山のハイキング参加者を募集します。秋の紅葉を見ながら自然を満喫してみませんか？

○日 時：10月20日（日）

いぶき会館 午前7時発

○持ち物：登山の服装、飲み物、昼食

○参加費：1000円

○募集人員：先着30名

○お申し込み・問い合わせ

高山村教育委員会

☎0279-63-3046

十二ヶ岳りんどじい登山 参加者募集

参加者の方々に毎回好評の高山村ガイドボランティアによる登山企画。

今回は野生のりんどうを観察、秋の十二ヶ岳登山に行きます！是非ご参加下さい。

○日 時：10月20日（日）午前9時

高山温泉ふれあいプラザ集合

○持ち物：登山の服装、飲み物、昼食

○参加費：無料

○募集人員：先着20名

○お申し込み・お問い合わせ

高山村役場 地域振興課

☎0279-63-2111

むらの学校はたけ組 稲刈りの会

月に一度の農作業体験イベント「むらの学校はたけ組」。主に田と畑の管理を行っています。

10月19日（土）、はたけ組で稲刈りの会を開催します！作業はすべて手刈りで行う予定です。

ぜひご参加ください。

日時：10月19日（土）午前9～10時

お昼すぎまで

雨天延期（26日（土））

場所：高山温泉いぶきの湯駐車場集合

〒377-0702

群馬県吾妻郡高山村中山399

9-1

参加費：500円（食事、保険料、温泉入浴料込み）

小学生以下無料（保護者同伴

をお願いします）

定員：20名

お申し込みはホームページのお申し込みフォームまたは0279(63)2111

1（役場地域振興課 担当山井）までお電話ください。

「むらの学校ホームページ」

<http://www.vill.takayama.gunma.jp/~info/muranogakkou/index.html>

QRコード



みんなの広場

たかやまの文壇

（文化協会短歌部）

九月歌会

遠きかの夏 暑きこの夏

虫の音を聞きつつ月を仰ぎ見る

昔も今も変わらぬ秋ぞ

幼き日とうもろこしの皮で編み

草履をはいた遠い夏の日

竹棒の銃もて受けし教練の

校庭狭ばめ甘藷作れり

歌詠みの友を見舞いてリハビリの

廠しさ見つつ声かけ続く

花粉症にマスクしている医師が指す

レントゲン写真の訝しき箇所

鼓笛の音ひびく秋空練習の

小学生に未来輝く

出揃いし稲穂は風に揺れていて

今年の米に期待をかける

畦草を刈り終え残せし吾亦紅

腰をおろしてしばし眺めり

処暑過ぐるも猛暑の続く道沿いに

ひとときわ赤きサルビアの群れ

相馬 昭典

高橋 浪志

木村朝次郎

割田 良次

鈴木 秀知

後藤 一哉

小林 良教

湯本 末吉

佐藤 重夫